

事例番号:290178

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

0:30 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 3 日

22:36 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 3 日

(2) 出生時体重:2840g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 7 日 退院

生後 7 ヶ月 運動発達遅滞を指摘される

生後 10 ヶ月 寝返り・四つ這い出来ない

1 歳 4 ヶ月 刺激性が強い、四肢の動きは痙性麻痺を疑わせる、膝蓋腱反射の亢進(+)、足は尖足気味

(7) 頭部画像所見:

1歳4ヶ月 頭部MRIで軽度の脳室拡大を認めるが、大脳基底核・視床における信号異常は明らかではなく、先天性の脳の形態異常や周産期の低酸素や虚血を示唆する所見を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1名

看護スタッフ:助産師 1名、准看護師 2名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に關与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠28週4日以降の妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、内診等)は一般的である。

3) 新生児経過

新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進

することが望まれる。

- イ. 本事例は、妊娠 28 週 3 日まで未受診であった。妊婦健診について、妊産婦に対し定期的に受診することの大切さについての教育・指導、およびその支援を行う体制を整備することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。